

令和7年度  
第6回一宮市農業委員会総会  
議 事 録

と き：令和7年9月30日（火）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

# 一宮市農業委員会 第6回総会 議事録

令和7年9月30日（火）開催

## <議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

報告第5号 「地域計画」に係る意見報告について

報告第6号 農業委員会事務局の人事について

## <出席委員>

(農業委員：15名)

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 (欠席)

6番 林 泰江

7番 近藤 篤誼

8番 佐野 正実

9番 岩田 健司

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 (欠席)

16番 (欠席)

17番 成瀬 宏満

18番 (欠席)

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：15名)

1番 木村 光男

2番 伊藤 末雄

3番 伊藤 則夫

4番 (欠席)

5番 重松 健三

6番 柴山 守男

7番 木全 博  
9番 安田 正雄  
11番 (欠席)  
13番 梶田 政弘  
15番 市川 隆久  
17番 川井 達朗

8番 浅井 孝義  
10番 立山 克生  
12番 後藤 充治  
14番 森 義光  
16番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：4名)

5番 坂井 利弘  
16番 星野 幸代

15番 浅野 富士男  
18番 杉本 ひろ子

(農地利用最適化推進委員：2名)

4番 後藤 一敏

11番 青山 豊

<事務局>

事務局長 古田 雅巳  
課長補佐 坂野 誠

専任課長 角田 篤彦  
加藤 勝明

<農業振興課>

課長 浅井 覚  
主査 渡辺 志保

専任課長 村瀬 昌宏  
主事 野々村 光

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第6回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

**【古田事務局長】**

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

**【熊澤議長】**

それでは、ただいまから、第6回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中15名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

**【熊澤議長】**

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。12番 内藤秀基委員さん、13番 青山真由美委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外・編入の案件につきまして説明をお願いいたします。

**【渡辺主査】**

農業振興課の 渡辺 です。

それでは、資料第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。

本議案は、2025年5月16日から2025年8月15日までに各事業計画者から申し出のありました、除外19件、編入2件の農用地利用計画の変更について記載しています。なお、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。

資料の見方ですが、1枚めくっていただきますと、見開きで上には申出者や位置図が、下には詳細図が記載してあります。20番、21番については編入であるため詳細図はありません。

地図上の緑色は農用地区域内農地、ピンク色は除外の申出地、薄ピンク色は

編入の申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、オレンジ色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。

各土地改良区と農協からは、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。

各申出地につきましては、いずれも周辺の土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。

それでは、個々の説明に移ります。

1番～7番、分家住宅です。1番は大和町於保、2番は今伊勢町宮後、3番は千秋町加納馬場、4番は今伊勢町馬寄、5番は開明、6番は北方町北方、7番は開明での分家です。理由としては、家財道具が増え、現在の借家では手狭になってきた、共働きで子育ての援助が必要であるため家族宅の近くに居住する必要が生じたなどの理由により申出地に分家住宅の建築を計画しました。

8番、店舗です。申出地の北側に地元住民が多く通う病院があり、近くにリハビリ施設がないため地域住民から鍼灸院をとの要望が多かったので、計画しました。

9番 児童養護施設です。申出者は、申出地の北側で児童養護施設を運営していますが、長期にわたる入所児童が多く、支援を受けられない児童いることが問題となっているため、申出地に児童養護施設を計画しました。

10番 沿道サービス施設です。2025年5月に新濃尾大橋が開通し、トラックや乗用車の往来が増加すると見込まれますが、周辺には食事やトイレ休憩ができる施設がないため、申出地にコンビニエンスストアを計画しました。

11番 分家住宅です。1番で娘が分家住宅を計画したため、通路の移設が必要となりました。なお、この申出地は住宅敷地であるため目的は分家住宅となっています。

12番、通路です。申出者は、申出地の北側に居住していますが、自家用車の通行路がないため、申出地を通路として利用する計画をしました。

13番、駐車場です。申出者は申出地東側で美容院を運営していますが、昨年のオープン以来、順調に来客数が増加し、従業員も増員したことから、詰めて駐車したり、お待ちいただいたりしている状態であるため、駐車場の増設を計画しました。

14番、駐車場です。申出者は申出地北側の老人ホームと食品工場について、当初、従業員は地元の方の採用を想定していましたが、実際に募集をしたところ、遠方で車通勤希望者が多く、当初の計画では駐車場が不足することが判明したため、計画しました。

15番、駐車場です。近年の冷凍・冷蔵食品の需要の増加に対応するため、

申出地東側の現事業地敷地内に倉庫を増築することになりましたが、このことにより駐車場が不足することになるため計画しました。

16番 駐車場・資材置場です。現事業地で搬出入作業をする際に、トラックの駐車スペースが不足するため効率が悪く、近隣住民へも迷惑をかけている状態であるため計画しました。

17番 資材置場です。現在賃借している資材置場の返却を求められたため、資材置場の移設を計画しました。

18番 資材置場です。稲沢市にある賃借している現資材置場の返却を求められたため、作業効率を考慮し受注が増えている西萩原地区で資材置場を計画しました。

19番 資材置場・駐車場・車両転回スペースです。業績の伸びを受け、資材の増加、従業員の増員、事業用車両の増車により手狭となり効率の悪い状態となっているため、資材置場及び駐車場を計画しました。

20番 編入です。申出地周辺の農地は青地であり、一体的に営農を行っていますが、この度申出地が白地であることが判明したため、青地へ編入する旨の申出がありました。

21番 編入です。先月の農業委員会で農地転用取消願いの報告があったものを編入手続きにより青地へ戻すものです。

以上、2025年8月締切の除外・編入申出の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、市農業振興課より説明がありました。最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

**【該当地区委員】** [意見なし]

**【熊澤議長】**

次に、ほかの委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

**【熊澤議長】**

挙手全員と認めます。よって、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外・編入に対しやむを得ないものとさせていただきます。それでは、農業振興課職員には退席していただきます。

〈市農業振興課職員 退室〉

**【熊澤議長】**

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

**【坂野課長補佐】**

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転1件、賃借権設定1件です。

詳細は、2ページをご覧ください。2ページの48番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。49番につきましては、個人経営を法人化するため賃借権を設定されるものです。

以上、農地法第3条許可2件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

## 議 場 [挙手]

### 【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

### 【坂野課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転20件、使用貸借権設定5件、賃借権設定6件、所有権移転及び賃借権設定1件です。

詳細は、4ページから10ページとなります。4ページの127番から6ページの140番につきましては、分家住宅、141番、7ページの142番につきましては、自己用住宅を建築するものです。143番につきましては、既存宅地ための最小限の通路及び駐車場として利用されるものです。

以上、17件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

144番につきましては、農業用倉庫を建築するものです。こちらは、都市計画法上の許可は不要であることを建築指導課に確認しております。

145番から9ページの152番につきましては、駐車場、153番から156番につきましては、資材置場、10ページの157番につきましては、太陽光発電設備として利用されるものです。158番につきましては、現場事務所・仮設歩道・駐車場として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

150番、153番、154番の申請地は新川流域にあたるため、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可32件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

### 【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の11ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、12ページをご覧ください。1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」
- ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- ・報告第5号「地域計画に係る意見報告について」

また、本日追加で・報告第6号「農業委員会事務局の人事について」を一括上程いたします。事務局、説明願います。

#### 【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの5件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから7ページの所有権移転19件、賃借権設定1件です。8ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、9ページから10ページの7件です。11ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は12ページの1件です。13ページをご覧ください。報告第5号について、ご説明申し上げます。本案は、「地域計画」に係る意見報告です。令和7年8月28日の農業委員会総会で、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案を決定いただき、市へ提出いたしました。市は、農業委員会から提出された変更素案を基に、地域計画を変更し、再度、農業委員会に意見聴取がなされましたが、その変更内容が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一であったため、会長専決にて「意見なし」として回答したものの報告です。

追加でお配りいたしました報告第6号農業委員会事務局の人事については事務局長より説明いたします。

#### 【古田事務局長】

追加でお配りいたしました報告第6号は、農業委員会事務局の人事についてです。

令和7年10月1日付、市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の人事異動について、一宮市農業委員会会長先決規定第2条第1項の規定により、会長において専決処分をしましたので、同条2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

事務局職員として4年6か月勤めました神尾伊吹主査が学校教育課に異動となり、後任として、納税課より青柳安輝主査が加わります。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

**【熊澤議長】**

それでは、以上をもちまして、第6回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時35分)



上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長            熊澤 宣明

署名者           内藤 秀基

署名者           青山 真由美